

[資料]

家族関係法 1978年

— ブリティッシュ・コロンビア州

(The Domestic Relations Act) —

村 井 衡 平

ブリティッシュ・コロンビア州の1960年の「妻所有財産法」(The Married Women's Property Act) は、第3条において、「妻は、本法に従って、遺言または他の方法により、いかなる受託者の介入もなしに、あたかも彼女が未婚婦人であるのと同様の方法で、彼女の特有財産として、不動産または動産を取得・保有・処分することができる」旨を定めていた。いぜんとして特有財産の制度が維持されているわけである。さらに、1972年の「家族関係法」(The Family Relations Act) では第8条1項に1957年の「イリスにおける離婚および婚姻訴訟事件法を改正する法律」の第45条とほぼ同じ規定を取り入れた。これによって、1972年以降は「裁判上の裁量を伴った特有財産」の制度が認められることになった。しかし、前示の規定については、起草者も立法者も、何か新しい権利または能力を創設しようと企てるのではなく、彼等は単に古い条文をもち出して、それを現代化したにすぎないとするのが公正な見方であろうとされる。その結果、第8条にはそれがカバーすべき財産について、ほとんど指摘がないし、また裁判所が裁量権を行使するに当たって考慮に入れるべき要因を列挙することもなかった。

ところで、1973年にいたり、バージャー判事を議長として「王立家族・児童法改正調査委員会」が設立され、同委員会は1975年に「夫婦財産に関する報告書」を提出した。報告書によれば、これまでのような特有財

産の方式を維持することを拒否し、「完全かつ直接の共通財産制」を採用することを勧告した。少なくとも1部分では、アメリカの8つの州の共通財産制（Community Property Regimes）の影響をうけ、委員会はかかる共通財産制が現代の婚姻観をよりよく反映しているとの見解をとった。カナダのコモン・ロー諸州でかかる方法を勧告したのはこの州のみである。

以上のような勧告とはうらはらに、その後、1977年の第31回の州議会の第2会期に Bill として、「家族関係改正法」（The Family Relations Amendment Act）が提出された。これによれば、家族財産（Family assets）、つまり配偶者または未成年の子によって、家族の目的のために一般的に使用される夫婦の一方または双方の財産を、婚姻の解消、裁判上の別居または婚姻取消判決が与えられるときに、平等に分配することを含んだ制度を明らかにした。裁判所は特別な場合に、基本的な平等の割合を変更する権限がある。この提案も議会によって再び拒否され、1979年の「家族関係法」が1980年5月17日より施行されることになった。同法は平等の分配を伴う「据え置かれた共通財産」の制度を採用したといわれるが、実のところ、家族財産として定義される財産の半分を夫婦の一方に付与する特有財産の制度であった。同法はこのような夫婦の財産に関する規定と共に子の監護・面接・扶養等についても詳細な規定を設けており、参考とすべき点も多い。全部で6章より成っているが、各章としての題目は付されていない。

なお、本稿では「Supreme Court」の邦訳として、「世界の裁判所1995」—海外司法ジャーナル別冊—126頁に従い、「高位裁判所」を用いることとする。

第 1 章

解 釈

第1条 本法において

“子”は、19才未満の人を意味する。

“裁判所”は、第6条に参照する管轄権を行使する地区裁判所または高位裁判所を意味する。

“後見人”は、子に関して第25条のもとですべての権限および義務を有する人を意味する。

“子の財産の後見人”は、子の財産に関し、第25条のもとですべての権限および義務を有する人を意味する。

“子の身上の後見人”は、子の身上に関し、第25条のもとですべての権限および義務を有する人を意味する。

“親”には

(a) 子の身上の後見人、または

(b) この人が1年以上子の扶養に寄与する場合に

(i) 継親関係が

(A) 継親と子の母もしくは父の婚姻により、または

(B) 互いに婚姻していないが、2年以上夫婦として同居している継親と母もしくは父により創設され

継親が子の扶養に最後に寄与した日より1年以内に継親によるか、継親に対して手続が開始されるときは、子の継親および母もしくは父

(ii) 父および母が互いに婚姻していないときは、子の父を含む。

“配偶者”は、妻または夫を意味し、かつ、

(a) 命令を強制または変更する手続のためには前配偶者

(b) 本法のもとで婚姻の解消、裁判別居または婚姻無効の命令を申し立てる人の婚姻がせいぜい2年にすぎないときは、申立をする人、または

(c) 第3章による場合を除き、夫婦としての同居を止めたのち1

年以内に、一方から他方に対し本法のもとで申立をするとき、
2年をくだらない期間夫婦として同居したが、互いに婚姻して
いない男女

を含む。

家族顧問

第2条 (1) 法務長官は、B.C.州法律協会の有能な会員を家族顧問に任命することができる。

(2) 家族顧問は、他の制定法にかかわらず、カナダの法律に従い、本法のもので、または

- (a) 子の養子縁組
- (b) 子の後見、子の身上の後見もしくは子の財産の後見
- (c) 子の監護、扶養もしくは子との面接
- (d) 申し立てられた子の非行、または
- (e) “家族および子のための奉仕法”

に関する手続に出席し、かつ、どの段階においても、子の利益および福祉のために弁護士として行動すべく、訴訟に参加することができる。

家庭裁判所カウンセラー

第3条 (1) 法務長官は、誰れかある人を裁判所カウンセラーとして任命することができる。

(2) 家庭裁判所カウンセラーは

- (a) それについて第2条に定められた手続が開始され、もしくは開始されようとする論争または類似の家事事項を知っている場合に、紛争当事者に対し、彼の意見によれば、紛争の解決に役立つと思われる、助言および指導を提供することができるし、さらに
- (b) 家庭裁判所カウンセラーの意見によれば、紛争の解決を支援するのに適当と考えるとき、これらの紛争当事者を公的または私的な家族カウンセリングの施設または機関に付託することが

できる。

(3) カナダの法律に従い、

(a) 家庭裁判所カウンセラーが、第2項のもとで、手続当事者の1人または子から、証拠・情報または内密の通信を受理し、かつ

(b) 第2項のもとで証拠・情報または通信を家庭裁判所カウンセラーに与えた人が、家庭裁判所カウンセラーに対し、証拠・情報または通信を開示することに同意しないとき

家庭裁判所カウンセラーは、裁判所の手続において、証拠・情報または通信を開示しないものとし、かつ、いかなる人も、彼にその証拠・情報または通信を開示するよう強制する目的で、彼を尋問しないものとする。

法的資格

第4条 (1) 女性は誰れでも、彼女が既婚または未婚の女性であることのみを理由として、本法のもとでの事項に関し、法的資格が劣るとされることはない。

(2) 婚姻している子は、本法のもとで、近親または訴訟のための後見人の関与なしに、申立をし、攻撃または防禦する資格がある。

高位裁判所の管轄

第5条 (1) 高位裁判所は、離婚法(カナダ)に従い、引続き子の監護・子との面接および後見、婚姻の解消、婚姻無効、裁判別居、扶助料および扶養料に関するすべての事項について、管轄権を有する。

(2) 高位裁判所は、本法のもとでのすべての事項について、管轄権を有する。

(3) 本法のどの規定も、裁判所の面前において子に関する保護者としての国の資格で行動する高位裁判所の固有の管轄権を制限または制約するものと解釈されないものとする。

地区裁判所の管轄権

第6条 (1) 地区裁判所は、本法のもとで、第3章を除き

- (a) 子の身上の後見
- (b) 子の監護または子との面接
- (c) 扶養命令の強制を含む、扶養
- (d) 家族の居所の占拠および内蔵物の使用、さらに
- (e) それらが夫婦の一方、親または子によって占有される間、誰れも家屋に入らないよう命令すること

に関するすべての事項について、管轄権を有する。

(2) 本法のどの規定も、第5条第3項に定められた固有の管轄権を地区裁判所に与えない。

競合する手続

第7条 (1) 地区裁判所または高位裁判所に手続が申し立てられるとき、高位裁判所における手続の開始は、地区裁判所における手続を妨げない。ただし、高位裁判所が地区裁判所に同一の救済を申し立てることを許可または拒否するときは、この限りでない。

(2) 高位裁判所および地区裁判所がそれぞれ、同じ救済のための命令をするとき、高位裁判所の命令がなされることは、高位裁判所の命令によって許可も拒否もされなかった救済に関し、地区裁判所に申し立てることを妨げない。

共同手続

第8条 本法のもとでの手続において、本法、州もしくはカナダのどれか他の法律のもとで、他の事項が手続で争点となっている事項に先立ちまたは同時に解決されるべきであるとき、裁判所は自己の発意または手続の一方当事者の申立により

- (a) これが裁判所の管轄権の範囲内である限り、すべての手続を併合し、かつ、審理するか、または
- (b) 裁判所がその裁量にもとづき、適切と判断するとき、他の手続が申し立てられるかもしくは決定されるまで、申立を延期することができる。

仮命令

第9条 (1) 本法のもとで命令が申し立てられる場合、裁判所は、それが合理的と判断するとき、申し立てられた救済のための仮命令をし、かつ、仮命令が特定する人に特定された方法で送達されるよう命じることができる。

(2) 裁判所は、その判断により、第1項のもとで一方的に仮命令をすることができる。

同意命令

第10条 (1) 不利な命令をうける人の書面による同意を得て、裁判所は本法のもとで審理なしに、審理の終結または証拠の提出を命じることができる。

(2) 同意によりなされる命令は、同意条項の限度を越えないものとする。

(3) 同意のなかに原因が特定の承認されない限り、本法のもとで書面による同意を与えることは、手続で主張された原因を自認するものとはみなされないものとする。

裁判所命令に合意条項を含めること

第11条 本法のもとで裁判所が命令をするとき、裁判所はその命令に、規定が手続に無関係であるという条件で、手続の2人またはそれ以上の当事者によって予め作成された書面による同意の規定の全部または一部を含めることができる。

地区裁判所による高位裁判所命令の強制

第12条 高位裁判所によってなされたか、または強制のために登録された扶助料、扶養料、監護もしくは面接のための命令のコピーが、該裁判所の固有の職員によって認証され、かつ、地区裁判所に提出されるとき、提出前に生じた扶助料または扶養料の未払金を含む命令は、本法のもとでそれ自身の命令を強制する方法で、地区裁判所によって強制されることができる。

命令は強制されるために送達される必要はない。

第13条 命令を強制するために手続がなされるとき、不利な命令をうける人に命令が送達される必要はない。

不服を申し立てられた命令もいぜんとして有効である。

第14条 本法のもとでなされた命令に不服申立がなされる場合、裁判所が別の命令をするときを除き、不服申立に対する決定の審理中、命令はいぜんとして完全に有効である。

家族事項に関する専門証人の規定

第15条 (1) 本法のもとでの手続において、裁判所は、一方的な申立を含む申立にもとづき

(a) 手続当事者と以前より何の関連もなかったか、または各当事者が同意する人、および

(b) 家族カウンセラー、ソーシャル・ワーカー、保護観察官またはこの目的のため裁判所によって承認された他の人

による家事事項の調査を命じることができる。

(2) 第1項のもとで調査をするよう命じられた人は、裁判所の定める方法により、調査の結果を報告するものとする。

(3) なにびとも、報告書の提出に先立つ24時間前に、報告書のコピーを手続当事者すべてに送付するのなければ、裁判所に第1項のもとでの調査の結果を報告しないものとする。

(4) 事情がそれを許すと満足するとき、裁判所は、第3項からの免除を認めることができる。

上訴および他の手続の開始

第16条 (1) 本法に従い、本法のもとでの手続は、上訴の場合を除き、いつでも開始することができる。

(2) 刑法の規定に関し、犯罪を理由とする有罪決定に対する上訴を別とし、本法のもとで地区裁判所からの上訴において

(a) 法務長官は、地区裁判所における命令がその人の利益になさ

れるか、もしくは拒否された人に適用し、また

(b) 被告は、地区裁判所における命令がその人の不利になされるか、もしくは拒否された人に適用する。

(3) 本条の規定にかかわらず、上訴がなされた裁判所は、申立により、上訴を提起できる期間を延長することができる。

児童のための命令に関する特別規定

第17条 本法のもとで、夫婦の一方もしくは親により、またはその利益のためになされた救済の申立が、児童の利益のためにもなされた裁判所が満足するとき、裁判所は児童の利益のために救済の命令をすることができる。

法務長官または他の人による訴訟参加

第18条 (1) 法務長官は、手続に参加し、公の利益に影響を及ぼす問題または事柄について論争または主張することができる。

(2) 誰れでも、手続に参加するための許可を裁判所に申立ることができる。裁判所はその人に手続に参加する権利を与える命令をすることができる。

(3) 第2項のもとの命令は、裁判所がその裁量により適切と判断する条件および期限に従うものとする。

(4) 法務長官または本条のもとで手続に参加する人は、手続の当事者となる。

夫婦は強制できる

第19条 本法のもとでの手続において、夫婦は互いに他方に有利または不利な証人となることを強制される。

命令の変更または取消

第20条 本法に従い、第3章のもとでの命令を除き、裁判所が本法のもとで命令をする場合に、裁判所は申立により、命令がなされたか、または最後に変更されたのち、事情が変更したとき、命令を変更し、または取消することができる。

第 2 章

解 釈

第21条 本章において

“面接”は、訪問を含む。

“子”は、子の父または母の死亡時にまだ産まれておらず、その後生きて産まれた子を含む。

“州外の命令”は、ある人に子の監護または子との面接を容認する州外の裁判所の命令または命令の一部を意味する。

“州外の裁判所”は、子の監護または子との面接を付与する権限を有する州外の裁判所を意味する。

“公共受託者”は、公共受託者法のもとで指名された公共受託者を意味する。

“監督者”は、「家族および子のためのサービス法」のもとで指名された子の福祉のための監督者を意味する。

手続の通知をするのは誰か

第22条 (1) 本章のもとで申立が裁判所になされるとき、申立により影響をうける親各自および子が通常その人と居住している成年者各自に手続の通知が送達されなければならない。

(2) 第1項にかかわらず、裁判所は、命令により

(a) 親または成年者について通知を送達する必要性を免除し、または

(b) これらの人々が通知の送達をうけるべく、かつ、代用送達を含む送達の方法を命じることができる。

児童福祉の公共受託者および監督者としての役割

第23条 (1) 第2項に従い、子の父または母以外の人が裁判所により子の監護を付与されるとき、裁判所は命令のなかで、所長は子の身上の監護者であること、または公共受託者は子の財産の管理人であること

を命じることができる。

(2) 命令のなかで指名された所長または公共受託者が手続のなかで予め説明をうける機会を与えられる場合を除き、第1項のもとで命令はなされないものとする。

子の最善の利益が至上のものである。

第24条 (1) 本章のもとで命令し、それを変更または取消すとき、裁判所は子の最善の利益を至上のものと考え、かつ、これらの利益を評価するについて

- (a) 世話および処置のための特別なニーズを含む子の健康および感情的幸福感
 - (b) それが適切なとき、子の見解
 - (c) 子および他の人々の間に存在する慈愛、受情および類似の結びつき
 - (d) 子のための教育および訓練、および
 - (e) 保護、監護または面接の権利および義務が付与された各人のこれらの権利および義務を適切に行使する能力
- 等の要因を考慮し、子のニーズおよび事情に従って、各要因を強調するものとする。

(2) 子の財産の管理が係争中のとき、裁判所は付加的な要因として、子の実質的な福祉を考慮するものとする。

(3) 人の行為が第1項および第2項にのべられた要因に実質的に影響を及ぼさないとき、裁判所は本章のもとでの命令に関する手続において、該行為を考慮しないものとする。

(4) 第3項のもとで、人の行為が裁判所によって考慮されるとき、裁判所は行為が第1項および第2項にのべられた要因に影響を及ぼす範囲においてのみ、行為を考慮するものとする。

監督者の権限

第25条 (1) 監督者は子の身上の監護者であると同時に、子の財産

の管理者でもある。

(2) 本法に従い、子の財産の管理者は子の財産上に、イギリスにおいて1917年5月19日現在で、チャールズ2世の法律第12号第24章およびビクトリア女王の49年および50年の法律第27章第4条のもとで、遺言または他の方法で任命された管理者として、子の財産上にすべての権限を有する。

(3) 本法に従い、子の身上の監護者は子の身上に、イギリスにおいて1917年5月19日現在で、チャールズ2世の法律第12号第24章およびビクトリア女王の49年および50年の法律第27章第4条のもとで、遺言または他の方法で任命された管護者として、子の身上にすべて権限を有する。

言及は拡大される

第26条 第26条ないし第33条で監護者について言及することは、子の身上の監護者または子の財産の管理者にも等しく適用する。

親による監護

第27条 (1) 第28条に従い、彼等が互いに婚姻しているかどうか、また彼等が同居している期間を問うことなく、子の母および父は、管轄権を有する裁判所が別の命令をする場合を除き、子の共同監護者である。

(2) 第4条、第28条および第30条に従い、子の父および母が互いに婚姻し、かつ、別居しているとき

(a) 彼等は子の財産の共同管理者であり、かつ

(b) 日常、子の世話および監督をする彼等の一方は、管轄権を有する裁判所が別の命令をする場合を除き、子の身上に関する唯一の監護者である。

(3) 子の父および母が

(a) 互いに婚姻しておらず

(b) 別居しており、かつ

(c) 第1項または管轄権を有する裁判所の命令のもとで共同監護者であるとき

父および母が婚姻していたとしても、第2項の規定を父、母および子に適用する。

(4) 管轄権を有する裁判所が離婚判決を絶対的なものとし、裁判別居の命令をし、または婚姻を無効と宣言するとき、手続における命令により監護を付与された人は、管轄権を有する裁判所が監護または監督を他の人に移す場合を除き、唯一の監護者である。

(5) 第28条に従い、子の父および母が

(a) 子の生存中または子の出生の10カ月前に互いに婚姻しておらず

(b) 別居しており、かつ

(c) 本条または管轄権を有する裁判所の命令のもとで共同監護に参加していない場合に

管轄権を有する裁判所が別の命令をするときを除き、母が唯一の監護者である。

監護の合意

第28条 (1) 第27条第2項および第5項に記述された父および母は、彼等間の書面による合意により、合意する期間中

(a) 彼等が子の共同監護者であること、または

(b) 彼等の1人が唯一の監護者であること

を規定することができる。

(2) 第1項のもとで合意することは、監護に関する命令をする裁判所の管理権を妨げるものではない。

監護の喪失

第29条 (1) 第2項に従い、共同監護者の1人が死亡するとき、生存者または単独の生存者は、それぞれ共同監護者または単独監護者として継続する。

(2) 監護者の1人が死亡する場合、死亡者の死亡の時に監護者でなかった生存する父または母は、第30条のもとでの命令によるときを除き、

監護者とならないものとする。

(3) 子にほかに監護者がいないか、または任命された監護者が死亡し、行為を拒否し、または無能力である場合に

- (a) 監督者は子の身上の監護者であり
- (b) 公共受託者は子の財産の管理者であり、または
- (c) (a)号および(b)号の双方を

管轄権を有する裁判所が別の命令をするときを除き、事情の要求に応じて適用する。

(4) 子の監護者と監護者でない人が婚姻するとき、婚姻は決して

- (a) 監護者の権限、権利もしくは義務を減少させたり、または
- (b) 他の人に監護者の権限、権利または義務を付与することはない。

監護を用意し、または実行する裁判所の管轄権

第30条 (1) 本法に従い、裁判所は、申立により

- (a) 監護者を任命し、または
- (b) 本法、捺印証書もしくは遺言による任命によって任命され、または行為している監護者を解任

することができる。

(2) 子が12才以上であるとき、裁判所は

- (a) 子が書面で任命に同意するか、または
- (b) 子が任命への同意を与えない場合に、裁判所が任命は子の最善の利益のために必要であると満足するときを除き、第1項のもとで任命を実行しないものとする。

(3) 父または母以外のなにびとも、第1項(a)号のもとで、監護者として任命されないものとする。ただし、子の親各自が書面で任命に同意するか、または必要な同意が与えられなかった場合に、裁判所が

- (a) 同意を与えまたは拒否できる親を合理的に利用できないこと、または

(b) 同意が不合理にも拒否されていること
について満足するときは、この限りでない。

(4) 第1項のもとで、親および監護者を希望する人が通知をうけ、かつ、手続において審理をうける機会を与えられるときを除き、いかなる命令もなされないものとする。

(5) 事情がそれを許すとき、裁判所は現在の監護者に関し、第4項からの免除を与えることができる。

担 保

第31条 (1) 高位裁判所は、子の監護者または財産の管理者に対し、監護の権限、権利および義務を適切に免責するに必要と裁判所が判断する担保を提供するよう命じることができ、かつ、場合に依じて、監護者もしくは財産の管理者またはこの人の人格代表者に対し

(a) 彼の管理するすべての子の財産を誠実、かつ、正確に計算し

(b) 裁判所が費用および負担として承認する合理的な金額のみを控除したのち、権利を付与された人に財産を譲渡し、かつ、引渡すよう命じることができる。

(2) 第1項のもとで担保の提供が命じられるとき、公共受託者は担保が提供されるまで、子の財産の管理者である。

(3) 第1項にかかわらず、裁判所は本条のもとで公共受託者に対し、担保の提供を命じないものとする。

裁判所への質問に対する指示

第32条 監護者は子に影響する質問に関し、裁判所に指示を求めることができ、裁判所はそれが適切と考える命令をすることができる。

監護者の登録

第33条 第25条ないし第33条のもとで裁判所の命令により任命された監護者は、裁判所の許可を得て、裁判所が負わせる条件および期限のもとづき、彼の職務を辞任することができる。

子を監護できる人

第34条 (1) 第2項に従い、子を監護できる人は

- (a) 父および母が同居しているとき、父および母が共同して
- (b) 父および母が別居しているとき、子が通常そこに居住する一方の親
- (c) 裁判所の命令のもとで監護権が存在しているとき、これらの権利を有する人、さらに
- (e) 書面による合意のもとで監護権が存在するとき、これらの権利が与えられている人

である。

(2) 第1項のもとで数人が監護について意見が一致しない場合に

- (a) 裁判所の命令のもとで監護権を有する人
- (b) (a)号を適用しないとき、合意により監護を委ねられた人
- (c) (a)号および(b)号を適用しないとき、子が通常そこに居住し、監護を主張している人
- (d) (c)号が適用され、そのもとで2人が等しく権利を有するとき、一般に日々、子の身上の世話をする人

は、裁判所が別の命令をするときを除き、他の人々除外して監護を行うことができる。

監護または面接の命令をする管轄権

第35条 (1) 申立により、裁判所は、1人もしくはそれ以上の人が子を監護し、または子と面接するよう命じることができる。

(2) 面接のための命令は、監護の命令がなされるかどうかを問うことなく、なされることができる。

(3) ある人が手続の通知をうけなかったか、または手続で証言の機会を与えられなかったとき、監護はその人に付与されないものとする。

(4) 監護または面接の命令は、子の最善の利益のために必要かつ合理的と裁判所が判断する条件および期限を含むことができる。

監護権の民事上の強制

第36条 子の監護が本法のもとでなされ、または強制できる命令によりある人に認められ、かつ、その人が監護の遂行を拒否されるとき、裁判所は、一方的な申立により、子が保安官によって逮捕され、その人の許に連れていかれるよう命じることができる。

子に干渉することを禁止する命令

第37条 裁判所が監護命令をし、または監護命令が裁判所により強制される場合に、裁判所はある人に対し

- (a) 同人が所有権または占有権を有する家屋を含め、そこに子がつねに居住している家屋に入らないよう
- (b) 子を監護し、もしくは子と面接する人と接触し、または他の方法で接触しようと努めないよう
- (c) 監護命令において指名された人が(a)号または(b)号のもとで命令に従わないと裁判所が結論するとき、裁判所はさらに同人が
 - (i) 保証人の有無に関係なく、裁判所が必要と判断する合理的な金額について誓約し
 - (ii) 裁判所または期間を決めて指名された人に、裁判所が必要かつ、合理的と判断する時期および場所で報告し、または
 - (iii) 裁判所が適切と判断する書面を裁判所に提出するか

またはこれらを組み合わせて命じることができる。

州外の監護または面接命令の強制

第38条 裁判所は申立により、州外の命令につき、あたかも州外の命令が本法のもとで裁判所によりなされたかのように、強制し、かつ、実施するのに必要と判断する命令をすることができる。ただし、裁判所が証拠により、州外の命令により影響をうける子が、命令がなされた場合に、命令をした州または国と現実かつ実質的な関連を有していなかったと推測するときは、この限りでない。

州外の監護または面接命令の変更

第39条 (1) 第2項に従い、裁判所は申立により

- (a) 州外の命令により影響をうける子が、変更の申立がなされる
とき、州外の命令がなされ、または最後に強制された州または
国と現実かつ実質的な関連を有していなかったこと、および
- (b) 子は州と現実かつ実質的な関連を有しているか、または州外
の命令により影響をうけるすべての当事者が州内に居住してい
ること

について満足するとき、州外の命令が裁判所でなされたのように、命令
で変更することができる。

(2) 州外の命令が連邦によって指命された判事の統轄する裁判所によ
り、州外でなされるとき、高位裁判所により、本条のもとでのみ、変更
されることができる。

(3) 本条のもとで州外の命令を変更するとき、裁判所は本章において
定められる方法により、子の最善の利益を至上のものとして考慮するも
のとする。

居住していることが必要

第40条 第38条ないし第42条のもとで申立をするか、またはそれに
反対する目的のみで州内にいる人は、州に居住しているとみなされない
ものとする。

地区裁判所または高位裁判所の付加的な権限

第41条 本法の他の規定にかかわらず、子が州外の命令で指名され
た人の監護に留まっているか、監護が回復される場合に、重大な損害を
蒙るにちがいないと裁判所が満足するとき、裁判所は州外の命令を変更
し、または子の監護のため合理的、かつ、必要と判断する別の命令をす
ることができる。

州外の監護または面接命令の証拠

第42条 第38条ないし第42条のもとでの申立には、州外裁判所の判
事、他の統轄官または登録官もしくは州外裁判所の命令を保管する責任
を負う人により真実のコピーとして認証された、申立に関連する州外の

命令のコピーが添付されるべきであり、本条のもとで証拠として提出されるすべての証明書に関連する判事、統轄官、登録官または他の人の署名また指令に関する証拠は要求されない。

第 3 章

婚姻破綻による家族財産への平等な権利付与

第43条 (1) 本章に従い、1979年3月31日以降、夫婦各自は婚姻に関し

- (a) 別居合意
- (b) 第44条のもとで宣言的判決
- (c) 婚姻の解消もしくは裁判別居、または
- (d) 婚姻の無効を宣言する命令

が最初になれるとき、各家族財産に利益を付与される。

(2) 第1項のもとでの利益は、共同土地保有者として家族財産に有する分割されない半分の利益である。

- (3) 第1項のもとでの利益は
 - (a) 本章のもとでの命令、または
 - (b) 婚姻合意もしくは別居合意

に従う。

(4) 本条は、本条が施行される前後になされた婚姻に適用する。

宣言的判決

第44条 互いに婚姻した夫婦の双方または一方の申立により、高位裁判所は夫婦が互いに合理的な和諧の可能性のない旨の宣言的判決をすることができる。

家族財産の定義

第45条 (1) 第46条に従い、本条は本法のために家族財産を定義する。

(2) 夫婦の一方または双方によって所有され、かつ、家族のために夫

婦の一方または双方の未成年の子によって普通に使用される財産は、家族財産である。

- (3) 第2項の一般性を制約することなく、家族財産の定義には
- (a) 法人または信託が財産を所有する場合に
 - (i) 夫婦の一方が法人の株式を所有するとき、または
 - (ii) 夫婦が信託の利益を所有するとき家族財産となるもの
 - (b) 夫婦の一方が財産を所有する場合に
 - (i) その上に夫婦が単独または他の人と共同で、彼自身の利益のために行使できる指名権を有しているか、または
 - (ii) 夫婦によって処分されるが、その上に夫婦が、単独または他の人と共同で、処分を取消す権限を有しているとき家族財産となるもの
 - (c) 金融機関に預金されており、その預金が一般的に家族の目的に使用される夫婦の一方の金銭
 - (d) 年金のもとでの夫婦の一方の権利、扶助料、家屋の所有権もしくは退職年金計画、または
 - (e) そのための金銭もしくは金銭的利益が、直接もしくは間接に、他方配偶者の寄与もしくはその利益になされている投機における一方配偶者の権利、分け前もしくは利益

を含む。

(4) 家族財産の定義は、1979年3月31日以前また以後に締結された婚姻および取得された財産に適用する。

業務用財産は除外

第46条 (1) 財産が夫婦の一方により他方を排除して所有され、主として事業目的に使用され、財産を所有しない配偶者が他方配偶者による財産の取得または事業の執行に、直接または間接に寄与していないとき、財産は家族財産ではない。

(2) 第45条第3項(e)号または第1項において、間接的な寄与は、財産について利益を有しない配偶者による世帯および子の養育の責任の有効な運営による預金を含む。

立証責任

第47条 責任は、問題となる財産が通常は家族の目的に使用されていない旨を立証する第43条のもとでの主張に反対する配偶者に課せられる。

婚姻合意

第48条 (1) 本条は、本章のために婚姻合意を定義し、この定義は本条が施行される以前または以後になされた婚姻、婚姻合意および取得された夫婦の一方の財産に適用する。

(2) 婚姻合意は、男女の間で互いの婚姻に先立ちまたは婚姻中に、彼等の婚姻の日または合意がなされる日のいずれが後でも、効力を生じる合意であり

(a) 婚姻中の家族財産もしくは他の財産の運営、または

(b) 婚姻中の家族財産もしくは他の財産の所有権もしくは分割、婚姻の解消、裁判別居または婚姻無効の宣言

に用いられる。

(3) 婚姻合意または婚姻合意の改正または取消しは、両配偶者が署名し、1人またはそれ上の他の人が証人となり、書面でなされなければならない。

(4) 本章に定められる場合を除き、婚姻合意が第3項に従って作成される時、第2項(a)号および(b)号により定められる条項は、婚姻合意のための有価約因の存否に関係なく、夫婦間に拘束力を有する。

(5) 婚姻能力を有する未成年者は、予め高位裁判所または郡裁判所の承諾を得て、有効な婚姻合意をする能力を有する。

(6) 婚姻能力を有する未成年者が第5項のもとで要求される承諾なしに婚姻合意をしようとするとき、高位裁判所または郡裁判所はいつでも、

婚姻合意が拘束力を有し、かつ、未成年者の利益になるよう命じることができる。

(7) 婚姻合意において、夫婦が別居しているときに適用される「貞節なる限り」という条項は、無効である。

(8) 無効または取消し得る婚姻契約の条項は、婚姻合意の他の条項と分離されることができる。

(9) 婚姻合意において、夫婦の双方または一方によりなされた特定贈与は贈与者の合意なしに処分できないと規定するとき、贈与者はこの規定の強制または改正のため、婚姻合意への当事者とみなされるものとする。

土地権原事務所への提出

第49条 (1) 婚姻合意または別居合意の当事者である夫婦の一方は

- (a) 婚姻合意または別居合意の当事者である夫婦各自の氏名および最後に知れている住所
- (b) 婚姻合意または別居合意が関連する土地の記述、および
- (c) 通知に記述された土地に関連する婚姻合意または別居合意の規定

を定められた形式でのべる通知に署名し、かつ、通知に記述された土地が存在する土地権原地区の土地権限事務所に提出することができる。

(2) 第1項のもとで通知を提出する場合に、定められた費用の支払いを伴うとき、登録官は通知に記述された土地の不利に、負担が登録されるのと同じ方法で、登録することができる。

(3) 第2項のもとで通知が登録されるとき、登録官は土地の移転、譲渡抵当、単純封土権の売却または譲渡の合意の登録を許さないものとする。ただし、婚姻合意または別居合意の一方当事者である夫婦各自または前配偶者が、定められた型式で取消または延期の通知に署名し、かつ、提出するときは、この限りでない。

(4) 夫婦の一方または前配偶者が

- (a) 合理的な操作がなされたのち、見付けられなかったか
- (b) 第3項のもとでの取消の通知に署名し、または提出することを不合理にも拒否し、または
- (c) 精神的に無能力者である

とき、高位裁判所は、申立により、登録官が婚姻合意または別居合意の通知を取消し、または延期するよう命じることができる。

(5) 取消または延期の通知が第3項のもとで提出され、または命令が第4項のもとでなされるとき、登録官は責任の登録が取消され、または延期されるのと同じ方法で、婚姻合意または別居合意の通知の登録を取り消し、または延期するものとする。

(6) 婚姻合意または別居合意の規定がトレーラー住宅に関するとき、本条は

- (a) トレーラー住宅に対する「トレーラー住宅法」のもとで、保証書として第1項に定められた通知の登録、および
- (b) その後のトレーラー住宅の取引および通知に対し、通知の登録

に適用する。

財産上の利益の強制可能性

第50条 (1) 本条において、“夫婦の一方の利益”とは、第43条の婚姻合意または別居合意のもとで生じる夫婦の一方の利益を意味する。

(2) 土地権原法の第29条は、土地に関する夫婦の一方の利益に適用する。

(3) ある人が土地以外の財産を取得する場合に、夫婦の一方が財産について利益を有する旨の通知をうけないとき、利益をその人の不利に強制することはできない。

(4) 第2項および第3項にかかわらず、夫婦の一方の利益は、利益が生じた日から他方配偶者に対して強制することができる。

公平さにもとづく裁判上の是正

第51条 第43条または婚姻合意のもとで夫婦間の財産分割の規定が、
場合によって

- (a) 婚姻の期間
- (b) 夫婦が別居していた期間
- (c) 財産が取得または処分された日
- (d) 相続または遺贈により夫婦の一方が取得した財産の範囲
- (e) 経済的な自立および自給自足を達成するかそれを存続すべき
夫婦各自のニーズ
- (f) 財産の取得、保存、維持、改善もしくは利用または夫婦の一
方の能力もしくは責任に関する他の事情

を考慮し、不公正であるとき、高位裁判所は、申立により、第43条または婚姻合意に含まれる財産が、場合によって、裁判所の定める割合で分割されるよう命じることができる。付加的または代替的に、裁判所は、第43条または婚姻合意に含まれない夫婦の一方の財産が他方に与えられるよう命じることができる。

所有権、占有または分割の決定

第52条 (1) 本章のもとでの手続または申立により、高位裁判所は、第51条のもとでの財産の授与を含め、本章のもとでの財産の所有権、占有権または分割に関する事項を決定することができ、さらに決定を実行するのに必要であり、合理的であるか、または付随的な命令をすることができる。

(2) 本条のもとでの命令により、裁判所は第1項の一般性を制約することなく、

- (a) 財産の所有権または占有権を宣言し
- (b) 財産の分割について、夫婦の一方に与えられている特定の財産上の権原が配偶者に、絶対的に一生涯またはある期間、移転され、信託として保有されまたは譲渡されるよう命じ
- (c) 財産が処分されたとき、または分割を調整するため、夫婦の

一方が他方配偶者に補償金を支払うよう命じ

(d) 財産を分割かつ売却し、売却金から夫婦の一方または双方へ、特定の割合または金額を支払うよう命じ

(e) 夫婦の一方または双方の分け前の全部または一部を形成する財産を子に移転し、信託として保有しまたは譲渡するよう命じ

(f) 財産上の責任を含め、夫婦の一方が本条のもとの命令により課せられた義務の履行のために担保を提供するよう命じ、または

(g) 財産が夫婦によって合有者として所有されるとき、合有者の関係を断つ

このうち、1つまたはそれ以上の手段をとることができる。

(3) 高位裁判所は、申立により、夫婦の一方が第三者に財産を贈与したか、もしくは贈与しようとし、または財産を誠実に評価しない第三者に移転し、もしくは移転しようとしていると満足するとき、本章のもとで他方配偶者が現在または将来に得ることができる財産上の利益に対する請求を阻止する目的で、高位裁判所は本条のもとで、財産を贈与もしくは移転すること、または財産の全部もしくは一部を他方配偶者に与えるか、信託として保有することを禁止する命令をすることができる。

仮命令

第53条 本章のもとで手続が開始されるとき、高位裁判所は、係争中の家族財産もしくは他の財産の処分を制約する仮命令をすることができる。かつ、この命令は一方的になされることができる。

婚姻セトルメントの変更

第54条 (1) 本条は、本章のもとで婚姻合意でない婚姻前または婚姻後のセトルメントに適用する。

(2) 高位裁判所は、申立により、婚姻の解消、裁判上の別居または婚姻の無効を宣言する命令後、2年を越えない期間、一方配偶者に影響を及ぼす婚姻前または婚姻後のセトルメントを調査し、子の有無に関係な

く、その意見によれば、夫婦の一方または双方、夫婦の一方の子または婚姻による子の利益のため一定の財産の全部または一部に適用すべく設けられる命令をすることができる。

(3) 高位裁判所は、申立により、事情が許すとき、本条のもとで申立がなされ、または権限が行使できる期間を延長することができる。

本章の適用

第55条 (1) 本章と「財産分割法」または「妻所有財産法」との間に不一致があるとき、本章が優先する。

(2) 本章のもとでの権利は、衡平法または他の法律のもとでの権利に付加されるものであり、かつ、それに代わるものではない。

第 4 章

子を扶養する義務

第56条 (1) 子の親は各自

(a) 子のための合理的な居住設備、家事、食料、衣類、教育、休養および監督の費用

(b) 健全かつ支援的な環境についての子のニーズ、および

(c) 子の扶養について責任を負う各親の財政的事情および義務を考慮し、子の合理的、かつ、必要な扶養のために責任を負う。

(2) 子の扶養のために一方の親に対して命令することは、子の扶養のための他方の親の責任に影響を及ぼし、または他方の親に対して命令することを阻止しない。

配偶者を扶養する義務

第57条 (1) 夫婦の一方は

(a) 彼等の家族における夫婦各自の役割

(b) 夫婦間で一方が他方を扶養する責任を負う旨の明示または黙示の合意

(c) 子に関する監護の義務

(d) 夫婦の一方または双方による彼等自身を扶養する経済的・法律的な能力および合理的な努力, または

(e) 経済的諸事情

を考慮し, 他方配偶者を扶養する責任を負う。

(2) 第1項に定める場合を除き, 夫婦の一方または前配偶者は, 他方配偶者または前配偶者に関して, 自給自足を要求される。

親を扶養する義務

第58条 (1) 本条において, “子” は親の成年に達した子を意味し, また“親” は年令, 病気, 欠陥または経済的事情により, 子に扶養されている父または母を意味する。

(2) 子は, 他の責任および子のニーズを考慮し, 親を扶養する義務がある。

命令の申立

第59条 (1) 人は, 本章のもとで彼自身のために命令を申立てることができる。

(2) 法務長官は, 書面により, 第58条に定められた一方の親または夫婦の一方の利益のため, 本章のもとでの命令を申立ることができる人を任命することができる。

(3) だれでも, 子の利益のために本章のもとで命令を申立てることができる。

(4) 本章のもとで命令により影響をうける夫婦の一方もしくは親または第1項, 第2項もしくは第3項に定められた人は, 命令を変造, 変更もしくは取消し, またはそのもとでの未払金の減額を申立てることができる。

財政的な情報

第60条 (1) 夫婦の一方または配偶者に対し, 第56条, 第57条または第59条ないし第60条のもとで命令の申立がなされる場合に, その人の利益または不利益に申立がなされ, しかも申立が子の扶養に関するとき,

子を監護する親または他の人は、書面による要求により、互いに

- (a) 現在の、または関連する所得税の還付および評価通知書のコピー
- (b) 収入および支出の項目別の陳述、さらに
- (c) 財産および債務の項目別の陳述

を他方に提供するものとする。

(2) ある人が第1項のもとでの要求に合理的に応じないとき、配偶者、親または子の利益のために要求された5,000ドルを越えない金額の支払いを命じることができる。

(3) 第2項のもとでの支払いは、他の救済に付加して行われ、それに代わるものではない。

(4) ある人が本条のもとで所得税の還付または評価通知書を受取る時、そこから彼の得た情報または証拠を内密に保持するものとし、手続のために彼の弁護士または裁判所以外に、情報または証拠を開示しないものとする。

扶養のための命令

第61条 (1) 離婚法(カナダ)に従い、裁判所は、申立により、または裁判所が裁判別居、婚姻解消もしくは婚姻の無効を宣言もしくは拒否する命令をするとき、裁判所が合理的と判断する金額を裁判所または命令で指定される人に支払うことにより、手続の一方当事者が第56条、第57条または第58条のもとでの彼の責任を履行することを要求する命令をすることができる。

(2) 夫婦の一方または子が手続の相手方としての配偶者または親と同居している場合に、裁判所は

- (a) 同居中に夫婦各自によって引受けられた責任から生じる夫婦各自の稼働能力への影響
- (b) 申立人である配偶者または子を扶養するためのなにか他の財源

- (c) 申立人である配偶者または子が申立の相手方とした配偶者または親から経済的独立を達成するため特別な援助が望ましいこと
- (d) 申立の相手方とされた配偶者または親は他の人を扶養する義務を負っていること
- (e) 教育または訓練をうける配偶者または子の能力および合理的な期待

を含め、夫婦各自、親または子のニーズ、資産、能力および経済的事情を考慮し、それが適切と判断するとき、第1項のもとで命令の全額を決定することができる。

(3) 本条のもとでの命令には

- (a) ある金額の毎年もしくは他の方法での定期的な支払および期間もしくは限定的な期間または特定された事件の発生までの支払
- (b) 直接の一括払または定められた条項による信託への支払
- (c) 命令のもとで財産に支払の責を負わせること
- (d) 手続において、申立が被告に送達された日から扶養料を支払うこと

のうちの1つまたはそれ以上の項目を定めることができる。

(4) 命令が1人以上の人の利益になされるとき、裁判所は各自に支払われる金額を特定するものとする。

(5) 国王は、有利に命令をうける人の権利を書面により譲渡をうけることができ、また国王はそのとき、譲渡の期間中、権利を変更または強制する手続を提出する人の権利を代位する。

変更の手続

第62条 (1) 第56条ないし第71条のもとでなされた命令を変更もしくは取消し、または命令のもとでの未払金を減額もしくは取消す申立になされるとき、裁判所は、命令により影響をうける各人のニーズ、資産、

能力および経済的事情を考慮し、もしあれば、適切な変更をするものとする。

(2) 命令のもとで扶養をうける夫婦の一方または前配偶者は、もしあれば、第57条1項の継続的な適用を害することなく、第57条2項により要求される自給自足の状態になるよう合理的に努力するものとする。

(3) 夫婦の一方または前配偶者が第2項のもとでの合理的な努力をしていないと裁判所が認定するとき、裁判所は、第56条ないし第62条のもとでなされた命令のもとで夫婦の一方または前配偶者の利益に支払われる扶養料の金額を減額することができる。

地区裁判所および高位裁判所の強制力

第63条 (1) 地区裁判所および高位裁判所は、第63条ないし第70条に示された権限を有する。

(2) 扶養のための命令を強制する高位裁判所の権限は、第63条ないし第70条に示された権限に制限されない。

土地権原事務所への提出

第64条 (1) 第56条ないし第62条のもとでなされた命令は、命令をした裁判所の正式な職員によって認証されるとき、州の土地権原事務所に登録されることができ、不利に命令がなされた人の土地に負担を負わせ、また裁判所命令強制法の第74条に定められる判決とみなされるものとする。

(2) 裁判所命令強制法の第76条は、第1項のもとで登録された命令に適用しない。

(3) 第1項のもとで命令が登録されるとき、裁判所はいつでも、それが必要かつ合理的と判断する担保またはそれ以外に関する条件に従い

(a) 登録された命令の全部または一部を免責するか、または

(b) 責任の登録を許すため、登録された命令を延期する

命令をすることができる。

(4) 裁判所が要求する郵便または公告による送達を含め、通知がある

人に対し、ある方法でなされる場合を除き、第3項のもとでいかなる命令もなされないものとする。

強制執行の令状

第65条 (1) 命令が第57条ないし第62条のもとで遵守されないとき、命令がその有利にされた人またはその利益になされた人は、地区裁判所に強制執行の令状を請求することができる。

(2) 強制執行の令状は、裁判所がその判断により別の命令をするときを除き、1年以上未払いの扶養料を回復することはできないものとし、かつ、少額請求法のもとでの強制執行と同様の方法で強制されるものとする。

債権差押

第66条 (1) 本条の目的のために、“第三債務者”とは、第56条ないし第62条のもとで不利に命令をうける人の債務者として指名され、もしくは指名されようとする人または国王もしくは国王の代理人を意味する。

(2) 裁判所は、不利な命令をうけた人を除き、第56条ないし第62条のもとでなされた命令により影響をうける人による一方的な申立により、第3項に従い、裁判所命令強制法の第4条のもとでなされた命令とみなされる命令をすることができる。

(3) 裁判所命令強制法の第1章にかかわらず、第2項のもとでなされた命令は、命令で規定されるとき、3カ月の期間いぜんとして効力を有するものとする。ただし、裁判所が早期にそれを免責し、付加的な申立または命令なしに命令がいぜんとして有効である間はいつでも、未払いとなり、支払うべき債務を差押えるときは、この限りでない。

(4) 第三債務者が債務を承認するとき、彼は直ちに裁判所に、第56条ないし第62条のもとでその利益のために命令がなされた人の扶養に使用されるため、債務の金額または裁判所によって制限された金額を支払うものとする。

(5) 第三債務者による第4項のもとでの支払は、支払われた金額の範囲において、第三者の債権者である人に対する有効な免責となる。

不履行の理由呈示

第67条 (1) ある人が第56条ないし第62条のもとでなされた命令のもとで債務を履行せず、かつ、未払いであるとき、命令をした裁判所は、不履行が生じるたびに、その人に呼出状の定める日時・場所に出頭することを要求する呼出状を発行し、または不履行者が本条のもとでなぜ命令に従わないのか、理由を呈示する見解および陳述を要求する令状を発行することができる。

(2) 本条のもとでの審理において、裁判所は履行しない人の事情を調査するものとし、かつ、事情の変更に応じて多分その後に変更される命令により、犯罪法の第72条にかかわらず、未払額またはその特定された部分が強制命令で特定された日に支払われないとき、支払わない人は、30日を越えない期間、拘禁されるよう命じることにより、未払額の支払いを強制することができる。

(3) 第2項のもとでの強制命令が有効であるとき、履行しない人によって支払われた金銭は、下記の方法で貸方に記入するものとする。

(a) 支払期日が到来し、かつ、強制命令の日以降の支払命令のもとで、未払いの金額が最初に支払われるものとする。

(b) (a)号に参照された金額が支払われたのちに残っている残高は、未払額に充当されるものとする。

(4) 本条のもとでの拘禁は、強制命令に引用された未払額を免責しない。

差押命令

第68条 (1) 第67条のもとでの審理により、裁判所は、履行しない人が雇傭または他の源泉より、第56条ないし第62条のもとでなされた命令に応じるための十分な報酬または他の財源を受取りながら、応じていなかったことを認定するとき、履行しないすべての雇主に對し、時とし

て、命令が効力を有している限り、債権差押命令のために裁判所命令強制法の第1章に定められた金額を越えることなく、支払期日が到来し、未払いであり、差押命令に特定された金額を直ちに被備者の報酬から控除し、かつ、裁判所に支払うよう命じることができる。

(2) 第1項のもとで債権差押命令がなされるとき、命令のコピーを送達されたすべての現在またはその後の雇主を拘束する。

(3) 第1項のもとで雇主により裁判所に支払われた金銭は、第67条第3項に定められた方法で貸方に記入され、かつ、未払額および将来に支払期日が到来する扶養料に充当されるものとする。

不履行または未払額の立証

第69条 第56条ないし第62条のもとで不履行または未払額を立証する目的で、裁判所は、事実に関して承知しているか、または情報および意見を有している人により作成された宣誓供述書を証拠として採用することができる。

扶養料支払義務、扶養料および類似の義務の相互的強制

第70条 (1) 州が

(a) 1972年の州制定法第20章、家族関係法の第6章の廃止により、同章に定められる扶養命令および義務の相互的強制の体系を継続し

(b) 扶養命令および義務の相互的強制に関する別の体系を創設し、または

(c) カナダが州の承認を得て国際会議により企図する、扶養命令および義務を強制する義務を実行する

ことができるように、評議会における副総督は、下記のうちの1つまたはそれ以上の項目を定めることができる。

(d) 裁判所の管轄権

(e) 人の義務

(f) 裁判所の訴訟手続の規則

- (g) 公務員または他の人の義務
- (h) 本条のもとで1つの体系を成す規定をのべるのに使用された用語または表現の意味
- (i) その他の事項

(2) 評議会における副総督は、第1項のもとで対策となる体系を創設することができ、かつ、各体系に適合する相互的な状況を選定することができる。

第 5 章

本章の範囲

第71条 本章は、犯罪に関する手続以外の本法のもとでの地区裁判所の手続を決定する。

略式で審理される手続

第72条 本法および規則に従い、本法のもとでの地区裁判所への申立は、略式または裁判所が命じる方法により審理されるものとする。

地区裁判所規則

第73条 本法に従い、かつ、他のいかなる法令にもかかわらず、評議会における副総督は、本法のもとで地区裁判所の手続に関し

- (a) 慣例、手続、証拠または訴訟費用に関する事項
- (b) 申立書の作成および修正
- (c) 呼出状、差押令状または罰則付召喚令状の発行
- (d) 裁判所書面の代用送達
- (e) 手続への出席および休会
- (f) 第三者への手続の通知
- (g) 判事が基礎事実を握っているか、または手続が他の判事の面前で継続できる事情
- (h) 担保または保証人の揭示
- (i) ある人が定期的に裁判所または命令で特定された人に報告す

ることを要求する裁判所命令をすること

(j) 裁判所に支払われ、もしくは預けられた金銭の取扱、または

(k) その他の事項

を決定する規則を制定することができる。

裁判所命令に関する合意の強制

第74条 (1) 本条において

“子”は、本条のもとで提出された書面による合意で認知され、合意の一方当事者の責任とされる19才未満の人を意味する。

“親”は、本条のもとで提出された書面による合意で子のための責任を承認する人を意味する。

“配偶者”は、夫または妻を意味し、かつ、本法のもとで提出された書面による合意で、彼等が婚姻しているか、または婚姻していたかを問わず、彼はもう一方の人の配偶者であり、または配偶者であったことを承認する人を意味する。

(2) 1979年3月31日以前または以後に一方の親または夫婦の一方により作成された書面による合意に含まれる

(a) 一方の親による子の監護、扶養もしくは面接、または

(b) 彼の配偶者によるある人の扶養

に関する規定は、規定が本法のもとでなされた命令に含まれるかのように、第3項に従って強制されることができる。

(3) いかなる規定も第2項のもとで

(a) 子を除き、規定が不利に強制されるすべての人が書面による合意の一方当事者であり

(b) 子を除き、規定が不利に強制されるすべての人が、証拠法第63条、第67条または第68条のもとで宣誓供述書を入手するため、委員の面前で、定められた型式で同意を完成し、かつ

(c) 書面による合意の署名されたコピーおよび(b)号のものですべての同意の署名されたコピーが、規定の強制の申立以前に裁

判所に提出される

ときを除き、強制されないものとする。

(4) 本条のもとで強制できる規定は

(a) 当事者によってなされ、かつ、第2項および第3項に従って提出された新しい合意、または

(b) 該裁判所の命令の規定を改変、変更または取消すのと同様の方法で、申立により、裁判所

によって改変、変更または取消されることができる。

(5) 本条のもとで書面による合意の提出は、裁判所が合意に定められたと同様の救済のための命令をすることを制約または禁止しない。

(6) 裁判所が第2項のもとで規定の強制として支払いがなされるべきことを命じるとき、支払いは、合意が提出された他の裁判所の書記官になされるよう命じるものとする。

(7) 1979年3月31日以前に統一家庭裁判所法の第2条のもとで提出された書面による合意は、本条のもとで書面による合意である。

第 6 章

廃止された救済方法

第75条 配偶者権の回復、配偶者権の喪失、妻の姦通または婚姻詐欺のためのいかなる訴えも維持されないものとする。

姦夫からの損害賠償額および訴訟費用

第76条 (1) 夫婦の一方は、彼の配偶者と姦通した人から損害賠償を請求することができる。

(2) 第1項のもとで手続に裁判別居または婚姻の解消の手続が加わる場合に、裁判所は、主張される姦通が立証されるとき、姦夫に訴訟手続の費用の全部または一部を支払うよう命じることができる。

一時的な財産上の救済

第77条 (1) 本条のもとでの命令は、合意またはこれらの事項につ

いて管轄権を有する裁判所により、夫婦の財産上の権利が決定される間の一時的な救済である。

(2) 裁判所は、本条のもとで、夫婦の一方または双方によって所有されるか、または賃貸されており、かつ、それが

(a) 彼等の家族の家屋として夫婦により占有されているか、または

(b) 家族の家屋において使用され、または貯蔵されている財産に関し、命令をすることができる。

(3) 申立により、裁判所は、定められた期間、夫婦の一方が

(a) 家族の家屋について排他的な占有を与えられるか、または

(b) 他方配偶者を排除し、家族の家屋にある動産の全部または一部を使用することができる

旨を命じることができる。

(4) 第3項のもとでの命令は、夫婦が家族の家屋または動産の本質を実質的に変更することを許さない。夫婦の一方は、本条のもとで命令がなされることで財産上の利益を取得することはない。

(5) 第78条に従い、本条のもとで命じられた夫婦の一方の排他的な占有または使用は、所有者または賃借人としての夫婦の一方または双方の権利が終了したのち、継続しないものとする。

(6) 本条は、土地（妻を保護する）法のもとで登録を提出することを阻止しない。

売却の延期

第78条 第77条のもとで排他的な占有または使用のための命令がなされるとき、高位裁判所は、申立により、夫婦の一方が共有物を分割および売却し、売却もしくは他の方法で処分し、または債務負担とする権利が延期され、排他的な占有または使用権に従うよう命じることができ、かつ、その命令により、第77条のもとでなされた命令を変更することができる。

契約の制限

第79条 (1) 裁判所は、申立により、夫婦が別居を継続している場合に、夫婦の一方は、家屋が他方または他方の監護している子によって占有されているとき、家屋に入らないよう命じることができる。

前配偶者の債務のための責任

第80条 (1) 裁判所が離婚判決を絶対的なものとし、裁判別居の命令をし、または婚姻の無効を宣告するとき、前夫婦各自は、本法に従い

- (a) 財産、契約締結権および民事手続における権利および義務に関し、未婚者と考えられるものとし、また
- (b) 責任が婚姻中に生じたときを除き、他方の締結した契約、他方による違法行為もしくは不作為または手続において他方より蒙った費用につき、責任を負わされない。

(2) 第1項にかかわらず、ある人が扶助料または扶養料支払命令のもとで延滞しているとき、その人は、命令のもとで受益者である子または前夫もしくは前妻に、第三者により供給された生活必需品につき、第三者に対しても責任を負う。

犯 罪

第81条 (1) 合理的な免責事由なしに、第37条、第77条または第79条第2項のもとで彼に対してなされた命令に従うことを拒否または軽視することにより、人は罪を犯している。

(2) 合法的な免責事由なしに、本法のもとでその人のための監護または面接が他の人に付託された子の監護または面接を妨害する人は、罪を犯している。

(3) 命令をした裁判所の正当な職員によって認証された命令は、本条のもとでの訴追において命令の証拠となる。

規 則

第82条 評議会における副総督は、規則を制定することができる。

移 行

家族関係法 1978年

第83条 (1) 本法により廃止された法令のもとでなされ、または提出された命令もしくは合意は、本法と矛盾しない限り、有効かつ強制可能であり、また本法のもとで取消され、変更され、強制され、または他の方法で処理されることができる。

(2) 法令、規則、命令または他の書面が本法によって廃止された法令に言及し、または参照するとき、言及または参照は本法へのものとみなされるものとする。

(3) 婚姻の解消、裁判別居または婚姻の無効を宣告する命令が1979年3月31日またはそれ以前になされるとき、1970年の州制定法第20章、家族関係法の第8条は、同条の廃止にかかわらず、夫婦および彼等の財産に適用する。

遡及効

第84条 本法は、その規定を施行するに必要な範囲で遡及する。